

再資源化事業等の高度化に係る認定申請の手引き

～類型③ 再資源化工程の高度化～

令和 7 年 11 月

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課

目次

用語の定義.....	1
第1章 本制度の概要.....	3
1.1. 法の概要.....	3
1.2. 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の概要.....	5
1.3. 申請における共通事項.....	8
1.3.1. 情報の取り扱いについて.....	8
1.3.2. 設置について.....	8
1.3.3. （参考）「処分の用に供する施設」と「設置しようとする廃棄物処理施設の関 係性」について.....	8
1.3.4. 指標の設定について.....	9
1.3.5. 各リサイクル法等との関係性について.....	10
第2章 認定の基準.....	12
2.1. 対象となる事業内容の基準.....	12
2.2. 対象となる者の基準.....	14
2.3. 対象となる施設・設備の基準.....	17
第3章 新規認定の申請.....	19
3.1. 申請の流れ.....	19
3.1.1. 事前相談（本制度に関する照会・事業構想の相談）.....	19
3.1.2. 認定の申請（申請書の提出）.....	19
3.1.3. 標準処理期間.....	20
3.1.4. 申請手続きの流れ（申請フロー）.....	21
3.2. 申請事項及び留意事項.....	22
(1) 計画に記載すべき事項について.....	22
(2) 計画に添付すべき書類について.....	26
3.3. 関連法令との関係性.....	31
3.3.1. 都市計画法との関係性.....	31
3.3.2. 建築基準法との関係性.....	31
3.3.3. 農地法・農振法との関係性.....	32
3.4. 申請書の作成方法.....	33
3.4.1. 申請書類の一覧.....	33

3.4.2.	様式等	33
第 4 章	変更認定の申請	34
第 5 章	軽微な変更の届出.....	35
第 6 章	廃止届出	36
第 7 章	認定後に適用を受ける規定	37
第 8 章	本制度に関する問い合わせ先	38

用語の定義

用語	定義
法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 (令和 6 年法律第 41 号)
令	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行令 (令和 7 年政令第 3 号)
規則	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行規則 (令和 7 年環境省令第 22 号)
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
廃棄物	廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物。
産業廃棄物	廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般 廃棄物処理施設をいう。)又は産業廃棄物処理施設(廃棄物処理 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)
都道府県知事等	都道府県知事及び廃棄物処理法施行規則第 27 条で定める指定都 市の長等。具体的には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長を指す。
再資源化	廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部とし て利用することができる状態にすること。
再生材	廃棄物の再資源化によって生じる、製品の一部やその原材料とし て利用することができるもの又はその可能性のあるもの。製品又 は部品の製造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状 態のものをいう。
再生資源	廃棄物のうち有用なものであって、原材料として利用することが できるもの又はその可能性のあるものをいう。製品又は部品の製 造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状態のものを いう。

用語	定義
再生部品	廃棄物のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。製品又は部品の製造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状態のものをいう。
再資源化事業	再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。第11条第4項第5号ロ及びハ、第16条第3項第6号ロ及びハ、第20条第3項第6号ロ並びに第23条第1号及び第2号を除き、以下同じ。）の事業をいう。
高度再資源化事業	需要に応じた資源循環（物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再生部品又は再生資源を廃棄物処分業者が供給する資源循環をいう。）のために実施する再資源化事業。
高度分離・回収事業	廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業。
再資源化工程の高度化	廃棄物処理施設への再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入。
基準シナリオ	定量的指標の評価に当たり、認定申請を行う事業の効果を確認するための基準となるシナリオ。認定制度の類型別にその設定や算出方法が異なる。
事業シナリオ	定量的指標の評価に当たり、認定申請を行っている事業を実施した際の状況を想定したシナリオ。事業計画の目標年（計画内の目標が達成できる年で認定取得年度を初年度とし、最大で7年度まで）における申請の事業計画に係る数値、性質等を設定して算定する。なお、シナリオの範囲は申請者が実施する事業の範囲とする。

第1章 本制度の概要

1.1. 法の概要

資源循環を通じた経済成長を目指す循環経済への移行は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決にも貢献でき、その加速化を図る必要がある。また、欧州を中心に世界的に製品製造等における再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅ければ成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

このような状況を踏まえ、は、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すものとして、法は、令和6年5月29日に公布、令和7年11月21日に全面施行されることとなった。法の概要は以下のとおりである。

○ 基本方針の策定

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、基本方針※を策定し公表するものとする。国が目指すべき目標を定め、資源循環産業の発展に向けた施策の方向性を提示する。【法第3条】

※資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（令和7年環境省告示第2号）を参照

○ 再資源化の促進

資源循環産業全体の底上げを図るため、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項※を策定し、公表するものとする。資源循環産業のあるべき姿への道筋を示すことで、産業全体の底上げを図る。【法第8条】

また、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況を報告させ、これを環境大臣が公表することとする。資源循環の促進に向けた情報基盤を整備し、製造事業者等とのマッチング機会の創出を通じた産業の底上げを図る。【法第38条、第40条】

※廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（令和7年環境省令第1号）を参照

○ 再資源化事業等の高度化の促進

先進的な再資源化事業等の高度化の取組を環境大臣が認定する制度を創設し、認定の効果

として、廃棄物処理法の特例を措置することとする。国による最新の知見を踏まえた迅速な認定による制度的支援を通じて先進的な事例を重点的に支援し、先進的な事業を全国的に波及させる。【法第 11 条～第 21 条】

本手引きでは、「再資源化事業等の高度化の促進」の施策である認定制度の申請に係る手続き等について解説する。

1.2. 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の概要

法では、上述の目的を達成するために、以下の3つの認定制度を設ける。

類型①：高度再資源化事業

類型②：高度分離・回収事業

類型③：再資源化工程の高度化

以下に各々の認定制度の趣旨の解説とその認定を受けることによる特例を示す。

○ 類型①：高度再資源化事業

<制度趣旨>

動静脈連携の推進のため、製品等の原材料となりうる再生材を、質・量の両面で安定的に供給できる再資源化事業の創出を目的としている。そのため、認定対象となる再資源化事業は、本来、製品等の原材料として利用されるプライマリー材を代替できる再生材を安定的に供給するような事業とする。言い換えれば、製品等の原材料となる再生材を供給する再資源化事業であっても、当初からその製品等が再生材由来で製造されることが一般的であり、プライマリー材を使用して製造されるものでないような場合には、この「高度再資源化事業」の対象外となる可能性がある。

<特例>

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、当該認定に係る高度再資源化事業計画（以下「認定高度再資源化事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為（収集・運搬、中間処分）を業として実施し、又は、認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができる。

また、産業廃棄物の排出事業者が、本認定を受けた者（認定高度再資源化事業計画に記載された再委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を業として行う者を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条の3に基づく産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を要しないこととしている。

○ 類型②：高度分離・回収事業

＜制度趣旨＞

高度な再資源化事業の創出が必要として環境省が指定する廃棄物に対し、高度な技術により、通常の再資源化方法よりも有用な再生材の分離・回収が可能な再資源化事業の創出を目的とする。そのため、認定対象は、環境省が指定する廃棄物を処理対象とし、通常の再資源化方法と比較して高度な再資源化方法と整理される事業に限られる。

＜特例＞

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、当該認定に係る高度分離・回収事業計画（以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為（中間処分）を業として実施し、又は、認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができる。

○ 類型③：再資源化工程の高度化

＜制度趣旨＞

既に許可を取得して再資源化を行っている廃棄物処理施設において、温室効果ガス排出量の削減が十分に見込まれる設備のリプレース等が行われる場合に、その変更を認定する。一方で、認定する事業計画に、業の許可の変更に係るものは含めることはできず、仮に廃棄物処理施設の変更だけでなく業の変更許可が伴う場合は、本認定とは別に、廃棄物処理法等に基づく都道府県等による許可が必要となり煩雑な手続きとなることから、本認定制度の対象外となりうる。

＜特例＞

環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画（以下「認定再資源化工程高度化計画」という。）に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更の許可を受けたものとみなす。

※法では、「再資源化」の定義を「廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること」（第2条第1項）としており、当面は、廃棄物を燃料製品の一部とする処理も再資源化に含まれることとしている。なお、他の法令においては、「再資源化」に含める対象の範囲の整理が異なる場合があることに留意されたい。

(参考) 認定を受けることによって不要となる廃棄物処理法の許可の対照表

		類型①	類型②	類型③
収集運搬業許可	一般廃棄物	○許可不要		
	産業廃棄物	○許可不要		
処分業許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	
施設設置許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を受けたものとみなす
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を受けたものとみなす
根拠となる条項		法第 13 条第 1 項 及び第 9 項	法第 18 条第 1 項 及び第 5 項	法第 21 条

1.3. 申請における共通事項

1.3.1. 情報の取り扱いについて

事前相談及び審査の過程において、事業を実施する区域の地方公共団体、環境省が契約を締結する審査補助者、法第 22 条に規定する登録調査機関及び審査の過程で必要に応じて実施する審査委員会の有識者等に対し、申請書及び申請書案（いずれも添付書類を含む）の一部又は全部を共有する場合がある。

また、申請者又は申請を検討している者の情報について、国から地方公共団体への聞き取りの実施又は過去に申請者又は申請を検討している者が地方公共団体に提出した申請書や届出の写し等（いずれも添付書類を含む）について、提供を依頼しそれらを国が確認する場合がある。

1.3.2. 設置について

法における「設置」は廃棄物処理法の運用と同様に、建設行為を伴わない場合も想定される。

（例）既に産業廃棄物処理施設として稼働している施設について、追加で一般廃棄物処理施設設置許可を取得する場合であっても、建設行為は発生していないが「設置」として扱う。

そのため法第 11 条第 2 項第 9 号の「廃棄物処理施設を設置しようとする場合」や法第 16 条第 2 項第 7 号の「廃棄物処理施設を設置しようとする場合」の判断は、いずれについても必ずしも建設行為の有無によらないことに留意すること。

1.3.3. （参考）「処分の用に供する施設」と「設置しようとする廃棄物処理施設の関係性」について

高度再資源化事業においては法第 11 条第 2 項第 8 号で「廃棄物の処分の用に供する施設」の情報（この解説において「8号施設」という。）を、第 9 号で「廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設」の情報（この解説において「9号施設」という。）を記載する。また、高度分離・回収事業においても法第 16 条第 2 項第 6 号及び第 7 号で同様の構成となっている。

各施設の関係性については高度再資源化事業においては以下のとおりである（高度分離・回収事業についても同様の整理である）。

8号施設（処分の用に供する施設）

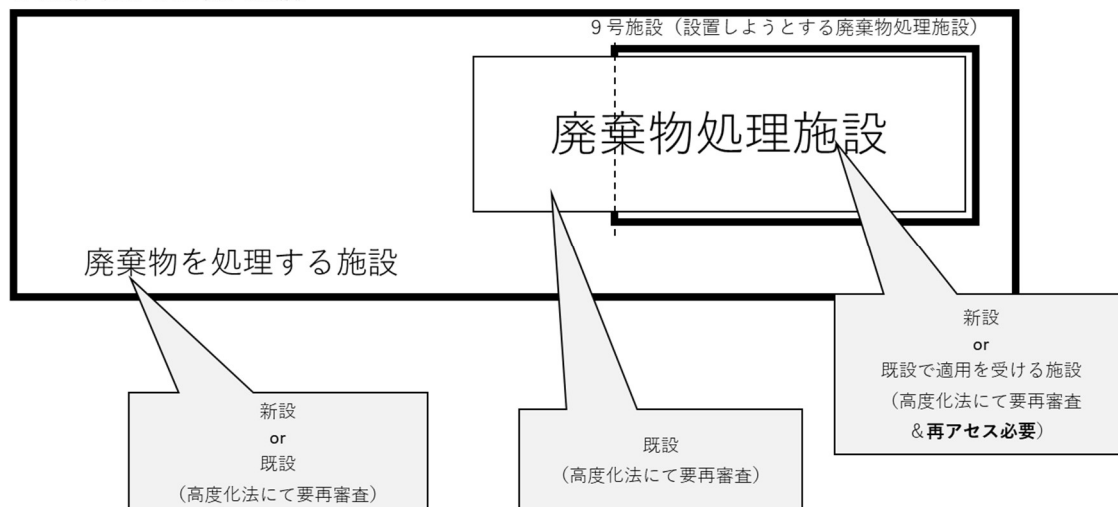


図 8号施設及び9号施設の概念の違い

上記のとおり8号施設は9号施設より広い概念であり、8号施設には廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設）の該当の有無に関わらず、高度再資源化事業において使用する全ての施設を記載する必要がある。

なお、既に廃棄物処理施設設置許可を有している施設を、9号施設として記載するかは任意となる（廃棄物処理施設設置許可不要の特例が得られるのは9号施設のみ）。

※9号施設を設置できるのは、申請者に限られる（再委託受託者は不可）。

既に廃棄物処理施設の許可を有している施設を9号施設に記載しない場合は再度の生活環境影響調査の実施は不要であるが（生活環境影響調査の実施が必要な施設は9号施設のためのみ）、当該施設について廃棄物処理法に基づく変更許可相当の改修をしたいときは、廃棄物処理法において変更許可手続きを実施する必要があることに留意すること（高度再資源化事業及び高度・分離回収事業のいずれについても、廃棄物処理施設の変更許可にあたる特例制度がないため）。

1.3.4. 指標の設定について

認定ごとに「温室効果ガス排出量の削減効果」及び「資源循環の効果」について、要件又は事業目標となる指標設定が必要である。

各指標の算定に当たっては別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」を参考にすること。

設定すべき指標は以下のとおりである。

(参考) 認定申請に当たり算出すべき指標

指標	定義						
温室効果ガス排出量の削減効果	認定申請の範囲の温室効果ガスについて、基準シナリオにおける排出量に対し、申請事業の実施によって社会全体で削減される量を用いて評価する指標 (t・CO ₂ /廃棄物の処理量 1 t)						
資源循環の効果	類型に応じた以下の資源循環の効果に係る指標 (%) <table border="1"> <tr> <td>類型①</td><td>廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標</td></tr> <tr> <td>類型②</td><td>廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の製造量の比率にて評価する指標</td></tr> <tr> <td>類型③</td><td>廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標</td></tr> </table>	類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標	類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の製造量の比率にて評価する指標	類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標
類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標						
類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の製造量の比率にて評価する指標						
類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標						

各指標については、認定取得年度を初年度とし、最大で7年度目の値を事業目標値として扱う。

なお、指標として扱う数値は事業目標値設定年度（最大で7年度目）の数値とし、当該事業目標年度までの期間における資源循環の効果に係る数値についても計画値として記載すること。

1.3.5. 各リサイクル法等との関係性について

廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違いは、下表を参照すること。

(参考) 廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違い

			申請できる者	取り扱える廃棄物	許可・認定の特徴	収集運搬業許可	中間処分業許可	廃棄物処理施設許可	再委託の可否
廃棄物処理法	一般廃棄物処理業		指定なし	一般廃棄物	—	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)
	(特別管理一般廃棄物) ※一般廃棄物処理業許可で扱う		指定なし	特別管理一般廃棄物 ※一般廃棄物処理業許可で扱う	廃棄物処理法第14条の4第17項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者等も、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)
	一般廃棄物処理施設		指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	—			許可制度	
	産業廃棄物処理業		指定なし	産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止
	特別管理産業廃棄物処理業		指定なし	特別管理産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止
	産業廃棄物処理施設		指定なし	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	—			許可制度	
	広域認定制度	一般廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(一般廃棄物、特別管理一般廃棄物)となったもの(告示の17品目が対象。広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
		産業廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)となったもの(広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
食品リサイクル法	再生利用事業計画の認定		食品関連事業者 特定肥飼料等製造業者 特定肥飼料等の利用者	食品廃棄物等	食品廃棄物等の再資源化を行う事業。荷積み・荷下ろしを行う市区町村の一般廃棄物収集運搬許可が不要になる。	一廃のみ許可不要	(廃棄物処理法で許可)	(廃棄物処理法で許可必要)	禁止
小型家電リサイクル法	再資源化事業計画の認定		指定なし	使用済小型電子機器等	使用済小型電子機器の再資源化を行う事業。一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業及び処分業許可が不要になる。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
プラスチック資源循環促進法	再商品化計画の認定		地方公共団体	市町村が分別して収集するプラスチック使用製品廃棄物	市区町村が再商品化計画を作成し再商品化事業者と連携して事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	原則禁止
	自主回収・再資源化事業計画の認定		製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品を含む使用済プラスチック使用製品	製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
	再資源化事業計画の認定		排出者、再資源化事業者	排出事業者等が排出したプラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者又は排出事業者から委託を受けた者が再資源化事業計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
再資源化事業等高度化法	高度再資源化事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物(家電4品目を除く)	製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進。温室効果ガス削減必須。	不要	不要	許可不要	可
		産業廃棄物	指定なし	産業廃棄物(家電4品目を除く)	同上	不要	不要	許可不要	可
	高度分離・回収事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	特定の廃棄物における分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進。温室効果ガス削減必須。		不要	許可不要	禁止
		産業廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	同上		不要	許可不要	原則禁止
	類型③	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	既存の廃棄物処理施設に対して高効率な設備導入等を促進。温室効果ガス削減必須。			廃棄物処理法 変更許可とみなす	
		産業廃棄物	優良産業廃棄物処分業者	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	同上			廃棄物処理法 変更許可とみなす	

※実際に申請する際には各種法令の手引き等を参照されたい。

第2章 認定の基準

新規認定の申請者は、3つの認定制度のうち自らが申請しようとする認定制度について、法及び規則に規定する基準（事業内容の基準、申請者の能力の基準、廃棄物処理施設・設備の基準）を満たす必要がある。

2.1. 対象となる事業内容の基準

【法 第20条第3項第2号】

第二十条

（中略）

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再資源化工程高度化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 再資源化工程の高度化の内容が基本方針に照らして適切なものであること¹。
- 二 再資源化工程の高度化の内容が、前項第四号に規定する指標²からみて当該再資源化工程の高度化の後において再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量が当該再資源化工程の高度化の前におけるものと比べて特に少量であると認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

【規則 第54条】

（再資源化工程の高度化の内容の基準）

第五十四条 法第二十条第三項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再資源化工程の高度化により、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減が認められること。
- 二 再資源化工程の高度化において生活環境の保全に係る機能が再資源化工程の高度化の前におけるものと同等以上であること³。

【解説】

再資源化工程の高度化では、法第20条第3項第2号の規定により、再資源化工程の高度化に伴って高度化前の工程よりも温室効果ガスの排出量を少量にできる（概ね3%以上の削減）ことが求められるほか、規則第54条に定める基準に全て適合していることが求められる。

1. 「再資源化工程の高度化の内容が基本方針に照らして適切なものであること」とは、基本方針を踏まえ、再資源化工程から排出される温室効果ガスの量の削減に貢献する事業であることをいう。
2. 「前項第四号に規定する指標」とは、「再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標」であり、別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に基づいて算出される指標である。
3. 「生活環境の保全に係る機能が再資源化工程の高度化の前におけるものと同等以上であること」とは、当該認定にあたって、再資源化工程の高度化以前と比較し、大気・水質・悪臭・騒音・振動等を防止する機能が同等以上であることをいう。

2.2. 対象となる者の基準

【法 第 20 条第 3 項第 5 号】

第二十条

(中略)

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再資源化工程高度化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

五 申請者の能力が、再資源化工程高度化計画に従って再資源化工程の高度化を適確に行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

【規則 第 57 条】

第五十七条 法第二十条第三項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること¹。
- 二 再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること²。
- 三 法第八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る取組を行っていること³。
- 四 再資源化工程の高度化を行おうとする産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託しようとする場合には、優良産業廃棄物処分業者であること⁴。
- 五 再資源化工程の高度化を行おうとする廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていること⁵。

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は規則第 57 条に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

1. 「再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とは、法のみならず、廃棄物処理法についても把握したうえで、取り扱う廃棄物の性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知し、かつ、当該処理を適確に行うための技術、能力を有することを指す。このことを証明するために後述する添付資料を求める。
2. 「再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること」とは、再資源化工程の高度化を適正、確実に行えるような経理的基礎能力を有することを指す。このことを証明するために後述する添付資料を求める。
3. 「法第八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る取組を行っていること」とは、

法第8条の判断基準のうち、「再資源化の生産性の向上のための技術の向上に関する事項」及び「再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量を削減するための当該実施に用いられる廃棄物処理施設における設備の改良又はその運用の改善に関する事項」に掲げる取組を行っていることを指す。具体的には、生産性の向上のための技術の情報を把握し、可能な範囲で使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入することや、温室効果ガス削減のための省エネ設備への運転の効率化を図ることが挙げられる。

4. 「再資源化工程の高度化を行おうとする産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託しようとする場合には、優良産業廃棄物処分業者であること」とは、都道府県知事等から廃棄物処理法に基づき、優良産業廃棄物処分業者として許可を受けていることを指す。
5. 「再資源化工程の高度化を行おうとする廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていること」とは、現在設置している施設であって、認定により温室効果ガスの量の削減に資する設備を導入しようとするものについて、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可を受けていることを指す。

【法 第20条第3項第6号】

第二十条

(中略)

- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再資源化工程高度化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

六 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

ホ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があ
るもの

ヘ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者
(略)

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は法第 20 条第 3 項第 6 号に定められる要件（欠格要件）の全てに該当していないことが求められる。ここで、「廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者」及び「廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者」は、廃棄物処理業に関する欠格要件に当たり、これらの要件に該当しないことが求められる。

2.3. 対象となる施設・設備の基準

【法 第 20 条第 3 項第 3 号】

第二十条

(中略)

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再資源化工程高度化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

三 再資源化工程の高度化の内容が、環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

(略)

【規則 第 55 条】

(再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準)

第五十五条 法第二十条第三項第三号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第四条第一項及び第二項の規定の例によること。
- 二 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は、規則第 55 条に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

廃棄物処理法におけるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設に該当する施設を設置する場合には、廃棄物処理法施行規則第 4 条第 1 項に定めるごみ処理施設の技術上の基準又は廃棄物処理法第 12 条及び第 12 条の 2 に定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合することが必要である。

【法 第 20 条第 3 項第 4 号】

第二十条

(中略)

3 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再資源化工程高度化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

四 再資源化工程の高度化の内容が、再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(略)

【規則 第 56 条】

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第五十六条 法第二十条第三項第四号の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【解説】

「特に適正な配慮が必要であると認められる施設」の範囲については、その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特性がある施設をいうものであって、例えば、学校及び病院等が考えられる。

第3章 新規認定の申請

3.1. 申請の流れ

3.1.1. 事前相談(本制度に関する照会・事業構想の相談)

(※申請者の判断を基に必要に応じて実施)

環境省では、認定申請の具体的な検討・手続き準備に入る前に、申請希望者の持つ構想や事業計画案が本認定制度に適したものであるか否かを判断するため、本手引きを事前に確認し、意見交換等を行う「事前相談」を受け付けている。

事前相談では、処理工程図や処理方法に関する情報を含む事業計画の作成等により事業構想の具体化や各基準等の適否可能性を確認できるとともに、申請後の審査において書類等の補正指示等の手戻りが大きく減らせる等により、審査をスムーズに行うことが可能となることから、環境省では、可能な限り、申請前の事前相談実施を推奨している。

事前相談に当たっては、最低限、巻末の申請様式のうち、「(別紙1・補足資料) 計画の概要」を作成したうえで、環境省環境再生・資源循環局資源循環課にご相談されたい。なお、提出された「計画の概要」については、関係する地方公共団体に共有する場合があることに留意すること。また、事前相談では、作成された申請書類一式の記載事項について事前確認することも可能であり、審査時において書類不備等による認定不可となることを避けることができる等の観点から、申請希望者におかれては、申請に係る書類一式の確認まで事前相談することが望ましい。

3.1.2. 認定の申請(申請書の提出)

申請書類は環境省環境再生・資源循環局資源循環課に提出すること。

審査では、申請書類に不備等がないか確認(1次審査)した後に、申請内容の認定基準への適合や行政処分の有無の確認等(2次審査)を行う。なお、必要に応じて、申請者の協力の下で現地調査による確認を行うこともある。

また、提出された資料のうち、別紙1に付属する補足資料「計画の概要」については地方公共団体に意見聴取等を行う際に必要となるため、地方公共団体に共有する場合がある。

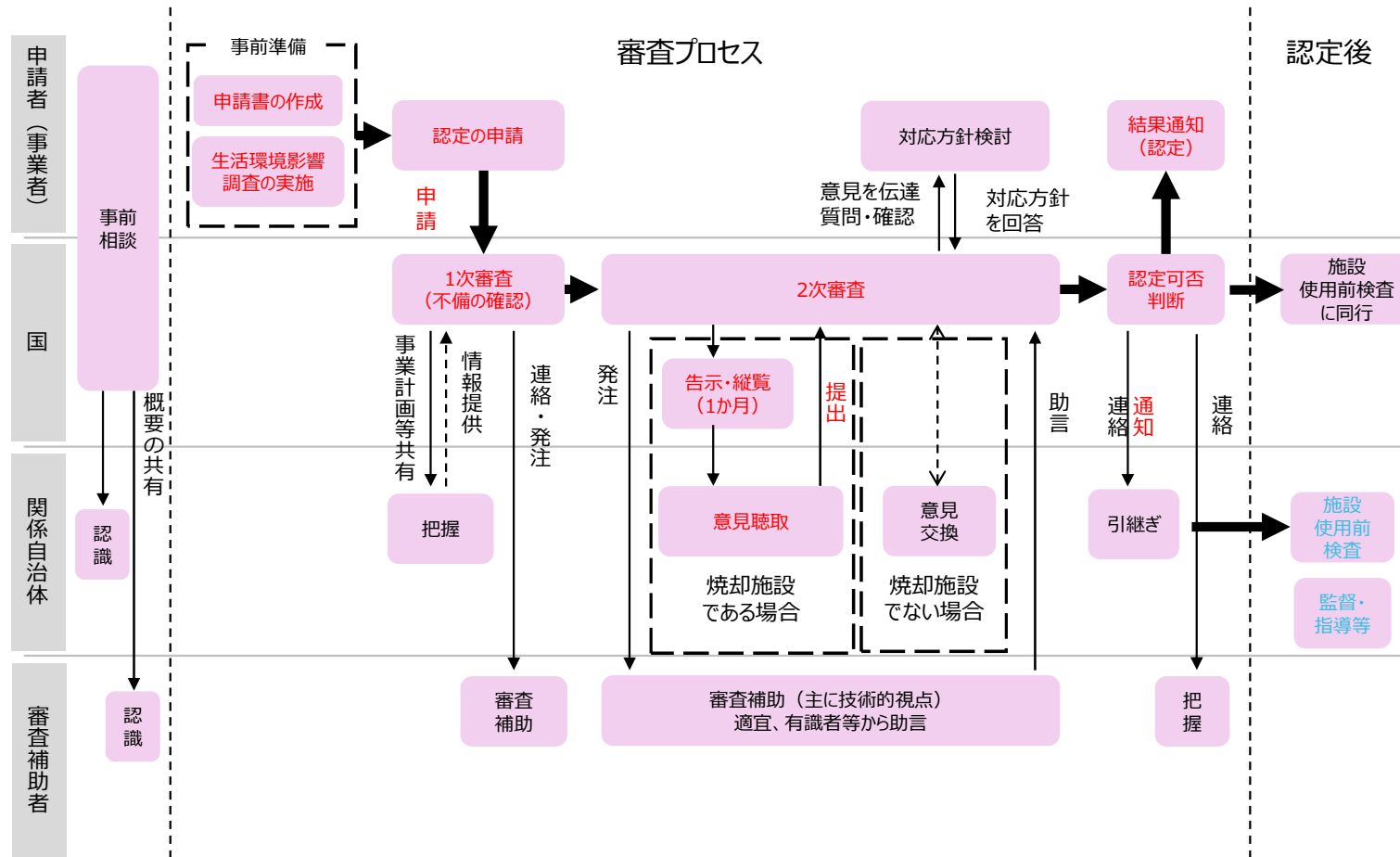
※申請書の編纂・印刷方法等は「3.4 申請書の作成方法」を参照。

3.1.3. 標準処理期間

新規申請の認定に係る標準処理期間は焼却施設を新たに設置する場合は 180 日、それ以外の場合は 120 日である。なお、審査の進捗等に係る連絡は行わない。

また、この期間は、環境省の担当者が申請書類を受理した日から認定日までの期間（土日祝日を含み、申請書類の受理後、書類の不備が発覚した場合の補正期間を除く。）であり、事前相談に係る期間は含まれない。

3.1.4. 申請手続きの流れ(申請フロー)



赤字：法に基づく手続 青字：廃棄物処理法に基づく手続

3.2. 申請事項及び留意事項

再資源化工程高度化計画の認定を申請するには、再資源化工程高度化計画（申請書及び別紙 1 から別紙 9－2 まで）に加え、添付書類（添付 1 から添付 17 まで）が必要である。

（1）計画に記載すべき事項について

書類		説明
本体	申請書（再資源化工程高度化計画）	申請者の氏名等、必要事項を記入すること。なお、各欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、適宜、別添を用意し、その旨を記入すること。
別紙 1	再資源化の実施方法	- 廃棄物の回収から再資源化等を行う最終処分施設及び再資源化により得られた物の利用までの、再資源化と委託の一連のフロー図及び必要事項を記入すること。 - なお、補足資料は、申請受付時に国から地方公共団体に対して共有する。
別紙 2	各処分拠点の詳細	本計画を実施する処分拠点について、計画地周辺の状況や処理施設の一覧、各処理施設の詳細情報を記載すること。
別紙 3	設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設における導入設備・装置の一覧表	- 本計画で設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設について、配置設計図及び導入設備・装置に関する必要事項を記載すること。 - 本申請で導入する設備がわかるように表記すること。 - なお、対象設備が複数の施設にまたがる場合には、施設ごとに本紙を作成すること。
別紙 4	指標の算出結果	後述する添付 13 との整合に留意しつつ、指標の算出結果について記載すること。
別紙 5－1	廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる事項等	- 認定を受けようとする施設について必要事項を記載すること。 - なお、本計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに本紙を作成すること。
別紙 5－2	廃棄物処理法第 15 条第	認定を受けようとする施設について必要事項を

	2 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる事項等	記載すること。 • なお、本計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに本紙を作成すること。
別紙 6	設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	• 新たに設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設の維持管理に関する計画について必要事項を記載すること。 • なお、本計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに本紙を作成すること。 • また、騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。
別紙 7	生活環境の保全上必要な条件に関する事項	• 廃棄物処理法第 8 条の 2 第 4 項（廃棄物処理法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可（廃棄物処理法第 9 条第 2 項において準用する場合にあっては、廃棄物処理法第 9 条第 1 項の許可）に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容を記載すること。 • 廃棄物処理法第 15 条の 2 第 4 項（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合にあっては、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可）に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容を記載すること。
別紙 8	誓約・保証書	• 様式に記載している各種要件に適合している旨を誓約すること。
別紙 9 - 1	廃棄物処理施設の変更許可の該当性（一般廃棄物処理施設の場合）	• 廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設の場合）の変更許可の該当性について、各条文の該当の有無及び理由を回答すること。
別紙 9 - 2	廃棄物処理施設の変更	• 廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設の場合）の

	許可の該当性（産業廃棄物処理施設の場合）	変更許可の該当性について、各条文の該当の有無及び理由を回答すること。
--	----------------------	------------------------------------

（参考）上記に関連する法・省令の記載箇所

【法 第 20 条第 1 項及び第 2 項】

（再資源化工程高度化計画の認定）

第二十条 廃棄物処理施設の設置者であつて、当該廃棄物処理施設において、再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、環境省令で定めるところにより、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化工程高度化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 導入する設備、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標¹その他再資源化工程の高度化の内容
- 五 再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設が一般廃棄物処理施設である場合にあっては廃棄物処理法第八条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項、当該廃棄物処理施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては廃棄物処理法第十五条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項²
- 六 その他環境省令で定める事項

（略）

【規則 第 53 条】

（再資源化工程高度化計画の記載事項）

第五十三条 法第二十条第二項第六号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- 二 廃棄物処理施設の処理能力
- 三 廃棄物処理施設の維持管理に関する次に掲げる事項
 - イ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - ロ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

ハ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

四 生活環境の保全上必要な条件に関する次に掲げる事項

イ 廃棄物処理法第八条の二第四項(廃棄物処理法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項の許可(廃棄物処理法第九条第二項において準用する場合にあつては、廃棄物処理法第九条第一項の許可)に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容

ロ 廃棄物処理法第十五条の二第四項(廃棄物処理法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第十五条第一項の許可(廃棄物処理法第十五条の二の六第二項において準用する場合にあつては、廃棄物処理法第十五条の二の六第一項の許可)に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容

(2) 計画に添付すべき書類について

添付資料	資料 番号	申請者
1. 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 (規則第 52 条第 1 項第 1 号)	添付 1	必要
2. 処理工程図 (規則第 52 条第 1 項第 2 号)	添付 2	必要
3. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図 (規則第 52 条第 1 項第 3 号)	添付 3	必要
4. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (規則第 52 条第 1 項第 4 号)	添付 4	■
5. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (規則第 52 条第 1 項第 5 号)	添付 5	必要
6. (申請者が法人である場合) 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別 注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (規則第 52 条第 1 項第 6 号)	添付 6	必要
7. (申請者が個人である場合) 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (規則第 52 条第 1 項第 7 号)	添付 7	必要
8. (申請者が法人である場合) 定款及び登記事項証明書 (規則第 52 条第 1 項第 8 号)	添付 8	(申請者が法人の場合) 必要
9. (申請者が個人である場合) 住民票の写し (規則第 52 条第 1 項第 9 号)	添付 9	■
10. (申請者が法人である場合) 役員の住民票の写し※ 3 (規則第 52 条第 1 項第 10 号)	添付 10	■
11. (申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五 以上の額に相当する出資をしている者があるとき) これらの者の住民票の写し (これらの者が法人である場合に あっては、登記事項証明書) ※ 3 (規則第 52 条第 1 項第 11 号)	添付 11	(条件に該当する場合) 必要
12. (申請者に令第十条に規定する使用人がある場合) 使用人の住民票の写し※ 3 (規則第 52 条第 1 項第 12 号)	添付 12	■
13. 法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 (規則第 52 条第 1 項第 13 号)	添付 13	必要
14. 申請者が法第二十条第三項第六号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書類※ 3 (規則第 52 条第 1 項第 14 号)	添付 14	■
15. 再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条 第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていることを証する書類 (規則第 52 条第 1 項第 15 号)	添付 15	必要

添付資料	資料 番号	申請者
16. (申請者が、廃棄物処理法施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の十一第二号に掲げる者(第五十三条第四号において「優良産業廃棄物処分業者」という。)である場合)そのことを証する書類 (規則第 52 条第 1 項第 16 号)	添付 16	必要
17. (再資源化工程高度化計画に係る廃棄物の処分について、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が廃棄物処理法第十二条第九項に規定する事業者である場合)同項に規定する計画の写し (規則第 52 条第 1 項第 17 号)	添付 17	必要

※ 1 : 添付した項目に「○」を付けること。

※ 2 : 直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、規則第五十二条第一項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
(根拠 : 規則第 52 条第 2 項)

※ 3 : 環境大臣は、申請者が廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(廃棄物処理法施行規則第三条第七項(廃棄物処理法施行規則第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)、第九条の二第八項(廃棄物処理法施行規則第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。)、第十条の四第七項(廃棄物処理法施行規則第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。))及び第十一条第八項(廃棄物処理法施行規則第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。))の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号から第十二号及び第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。(根拠 : 規則第 52 条第 3 項)

■ : 最新の産業廃棄物処分業の許可証の添付をもって代えることができます。

なお、一般廃棄物の収集運搬業・中間処分業においては廃棄物処理法において申請書への記載事項及び添付書類について統一的な運用の定めがないことから、一律的に各種添付書類を求めることとしております。

【補足説明】

申請者は、「再資源化工程高度化計画」の認定を申請する際は、規則第 52 条及び第 55 条から第 57 条に規定する書類を添付する必要がある。

ア 添付 5 「当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類」は、施設の新設を伴う申請の場合に限り経理的基礎及び技術的な能力を証明する書類を添付すること。ここで、「経理的基礎を有する」とは、利益を計上できていること又は自己資本比率が 1 割を超えていることが望ましく、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。直前 3 年の貸借対照表、損益計算書及び納税証明書等を審査し、経理的基礎の有無を判断することとなる。

また、「技術的な能力を証明する書類」とは、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会等の修了証（※産業廃棄物処理業に係る講習会修了証ではないことに注意）又は廃棄物処理法施行規則第 17 条に規定する資格を有する者であることを確認できる書類を指す。

上記講習会を修了することにより事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有することを証明する場合は、5 年以内に受講した講習会の修了証を添付すること。

イ 添付 13 「法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類」とは別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に基づいて「再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標」の算出過程を記した資料である。

（参考）上記に関連する法・省令の記載箇所

【規則 第 52 条】

（再資源化工程高度化計画に添付すべき書類）

第五十二条 法第二十条第一項の規定により再資源化工程高度化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 処理工程図
- 三 当該廃棄物処理施設の付近の見取図
- 四 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 五 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 六 申請者が法人である場合にあっては、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損

益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

七 申請者が個人である場合にあっては、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

九 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し

十 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し

十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

十二 申請者に令第十条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

十三 法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

十四 申請者が法第二十条第三項第六号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書類

十五 再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていることを証する書類

十六 申請者が優良産業廃棄物処分業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号及び第六条の十四第二号に掲げる者。第五十七条第四号において同じ。）である場合にあっては、そのことを証する書類

十七 再資源化工程高度化計画に係る廃棄物の処分について、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が廃棄物処理法第十二条第九項に規定する事業者である場合にあっては、同項に規定する計画の写し

2 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

3 環境大臣は、申請者が廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（廃棄物処理法施行規則第三条第七項（廃棄物処理法施行規則第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）、第九条の二第八項（廃棄物処理法施行規則第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第七項（廃棄物処理法施行規則第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（廃棄物処理法施行規則第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）

む。)の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号から第十二号及び第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

【規則 第 55 条】

(再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準)

第五十五条 法第二十条第三項第三号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法施行規則第四条第一項及び第二項の規定の例によること。
- 二 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。

【規則 第 56 条】

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第五十六条 法第二十条第三項第四号の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【規則 第 57 条】

(再資源化工程高度化計画の申請者の能力の基準)

第五十七条 法第二十条第三項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再資源化工程の高度化を適確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- 二 再資源化工程の高度化を適確に行うに足る経理的基礎を有すること。
- 三 法第八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る取組を行っていること。
- 四 再資源化工程の高度化を行おうとする産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託しようとする場合には、優良産業廃棄物処分業者であること。
- 五 再資源化工程の高度化を行おうとする廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていること。

3.3. 関連法令との関係性

新規の廃棄物処理施設に設置に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）、当該地域における条例等を確認の上、必要に応じて所定の手続きを済ませる必要がある。本認定制度により、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可は特例で不要となるが、上記を含め他の関連法令への対応は別途必要となることに留意されたい。

本章では、例として都市計画法、建築基準法、農地法・農振法との関係性について概要を記す。該当する可能性がある場合は新規施設の建設を予定している地域の都道府県及び市区町村へも事前に確認や相談を行うことが望ましい。

3.3.1. 都市計画法との関係性

都市計画法第 29 条では、開発行為（建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更）について制限を行っている。新規施設の建設を予定している地域が都市計画区域内（更に、そのうち線引き／非線引きのどちらに該当するかによっても基準が異なる）、準都市計画区域内、それ以外（左記の区域外）のいずれに該当するか、また、開発の規模（面積）によって、開発行為への該否が異なるが、特定の区域における開発行為や一定規模以上の開発行為に該当する場合は、開発許可の取得が必要となる。開発許可の取得に当たっては、許可権者である都道府県・政令市等への申請及び審査を経る必要がある。

3.3.2. 建築基準法との関係性

建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされている。

他方で、同条ただし書により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等には、建築可能となる。

したがって、本認定制度に基づき建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 2 号に該当する施設を都市計画区域内に設置する場合は、建築基準法に基づく許可申請を行い、都市計画審議会の議を経て許可を取得する必要がある。

【建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 2 号】

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

3.3.3. 農地法・農振法との関係性

農地法では、農地を転用する者や、農地等を転用するために当該土地に係る権利を設定・移転する者は、都道府県知事又は指定市町村の長の許可を受けなければならないこととされている（農地法第 4 条及び第 5 条）。また、農振法では、農用地区域（農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地として指定された地域）に指定されている土地は転用が厳しく制限されており、農振法除外申請を行った上で前述の農地転用の許可を得なければ、農地を他の用途に転用することができないこととされている。

したがって、本認定制度を活用して建設しようとしている新規施設の立地予定地域が農地にあたる場合、農用地区域への該否を確認したうえで、農振法除外申請や農地転用の許可申請を行って許可を取得する必要がある。

3.4. 申請書の作成方法

3.4.1. 申請書類の一覧

申請者は、2.2 に記載された書類（申請書、別紙、添付書類の一式）を作成すること。

3.4.2. 様式等

- 申請書類は日本産業規格A列4番を使用すること。
- 許可証の写し等の添付書類は最新のものを提出すること。
- 資料を添付する際は、資料ごとに見出しをつけ添付資料一覧（P.26 参照）との関連付けを行うこと。
- 申請書類一式を二穴ハードファイル等に綴じ、背表紙に申請者名を記入して提出すること。

※事前相談の段階では、可能な限り電子媒体で提出すること。

第4章 変更認定の申請

再資源化工程高度化計画の認定自体が廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更の許可に相当するため、認定の変更についての規定は設けていない。認定再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設に係る変更許可を要する事由が発生した場合には、再度、再資源化工程高度化計画の認定の申請を行うことも可能であるが、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更の許可を受けることも可能である。

※再資源化工程高度化計画の認定の申請を行う場合は、再度各種基準に照らし合わせ、全ての基準に適合する必要がある。

第5章 軽微な変更の届出

認定再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設に係る変更届出を要する事由が発生した場合には、再度、再資源化工程高度化計画の認定の申請を行うことも可能であるが、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更届出を提出することも可能である。

※再資源化工程高度化計画の認定の申請を行う場合は、再度各種基準に照らし合わせ、全ての基準に適合する必要がある。

第6章 廃止届出

認定再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設については、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更の許可を受けたものとみなされるため、当該廃棄物処理施設の廃止手続きを要する場合は、廃棄物処理法上の規定に基づいて手続きを行うこととなる。

第7章 認定後に適用を受ける規定

認定再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設については、認定後、法に関わる基準の適用はないが、申請前と同様に、引き続き廃棄物処理法による各種基準等が適用される。

第8章 本制度に関する問い合わせ先

<専用コールセンター>

電話番号：03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

※電話お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分ただし、12時から
13時及び以下の日にちを除く。

令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）

Ⅰ 改訂履歴

改訂月	改訂内容
令和 7 年 10 月	暫定版公表
令和 7 年 11 月	公表